

## 浚渫土搬出工事特記仕様書

### 1 総則

本仕様書は、「平成15年度河川浄化工事 諏訪湖(5)」に適用する。

### 2 改良工の工事内容

#### (1) 工事の概要

天日乾燥させた中間処理地内の浚渫土を処理地内にて改良し、最終処分地(諏訪市西山グラウンド)へ搬出し、嵩上げ及び造成に使用する。

#### (2) 改良工法について

本工事に使用する改良材は、積算はFTマッドキラーで行っている。なお、使用する改良材については同等品以上とし、事前に監督員と協議すること。

#### (3) 改良材について

改良材は、古紙再生の過程で出るペーパースラッジと呼ばれる焼却灰を、再焼却し、セラミック状にしたものであり、主な成分はシリカとアルミナである。

#### (4) 改良材添加量

設計添加量は、設計書記載のとおりであるが、工事施工前に配合試験(室内試験、試験施工)を行い、確認を行うこと。

#### (5) 改良材の混合

改良材の混合は、プラントにより行うものとする。混合方法については、監督員と協議すること。

### 3 改良工事の施工管理について

#### (1) 事前調査について

請負者は、改良工事に先立ち、現地調査及び必要な土質試験を行い設計内容・施工方法の確認を行い、監督員と協議すること。

#### (2) 試験施工について

工事に先立ち試験施工を行い、改良材が十分に混合され最終処分地で所定の強度が得られる改良材添加量・散布方法・混合方法等を確認し監督員と協議すること。

#### (3) 施工管理について

降雨時の工、運搬には十分注意すること。

#### (4) 改良土の性状について

改良土は、作業性を考慮して、搬出先においてコーン指数  $qc = 10 \text{ kgf/cm}^2$  以上とする。

また、 $pH$ は中性域の範囲とする。

#### (5) 品質管理について

施工1日毎に1回コーン貫入試験を行い、配合量を確認すること。

土壌試験を  $3,000\text{m}^3$  に1回実施すること。

施工 1 ブロック毎に改良材添加量、混合作業を写真で記録すること。

その他の管理は、「長野県土木施工管理基準 路床安定処理」に準じる。

( 6 ) 品質管理の基準

コーン指数については、事前調査より一軸圧縮強度との関係を求め、日常管理の基準とすること。

基準値を満たさない場合には、その原因を調査し、請負者にその責がある場合には速やかにその対策を講じること。

4 公害防止について

( 1 ) 改良材が飛散しないように十分注意すること。また、飛散が著しい場合には作業を中止し対策を講じること。

( 2 ) 改良土の表面を流れる雨水が直接河川に流出しないように対策を講じること。

( 3 ) 運搬に際しては、経路等十分に検討し、万一道路等へ損傷を与えた場合には原則として請負者の責において対応すること。

5 最終処分地について

( 1 ) 処分地は、グラウンドの嵩上げのための基盤土として浚渫改良土を使用する。このため事前に表土 0.3m を剥ぎ取った後、改良土により基盤の嵩上げをし表土の復元を行うこと。

# 施工条件明示事項

長野県 諏訪建設事務所

工事箇所名 国補 河川浄化 諏訪市 字 諏訪湖(5)

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書」及び「長野県土木工事施工管理基準」その他指定された図書を参考とし、かつ以下の施工条件に明示する必要がある場合は、 内にチェックし、具体的な内容を明示する。

## 1 工事概要

- 金抜き設計書のとおり
- 工事箇所に関連する測量・設計委託の報告資料等の閲覧が可能である。また、契約後は、貸与も可能である。
- 当工事は、契約後VE対象工事である。

## 2 工期関係

- 標準工期契約  
工期は、雨天・休日等を見込み、着手の日から起算して130日間とする。  
なお、休日等には日曜日・祝日・夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。  
( 工事日数または工期は、金抜き設計書のとおり)
- 早期契約制度契約  
工期は、入札執行日から 日間の猶予期間を除き雨天・休日を見込み 日  
なお、休日等には日曜日・祝日・夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。  
( 工事日数または工期は、金抜き設計書のとおり)  
ただし、 については、 の理由により平成 年 月 日までに完成させること。
- フレックス制度契約  
工事着手選択可能期間は、入札執行日から 日間とし、雨天・休日等日を見込み、工期は、工事着手日から 日間とする。  
なお、休日等には日曜日・祝日・夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。  
( 工事日数または工期は、金抜き設計書のとおり)  
ただし、 については、 の理由により平成 年 月 日までに完成させること。

### 3 近接工事関係

- 当工事は、近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、請負者間相互の連絡・調整を密にして施工すること。  
 なお、連絡及び調整事項の内容を監督員に報告すること。

発注者	工事名・箇所名	工期・工事内容等	影響箇所	備考
諏訪建設事務所	平成15年度河川浄化工事	浚渫土改良工事	湖南ヤード	

### 4 施工制約条件

- 当工事は、工事制約条件があるため、下記事項を踏まえた工事工程及び適切な処置を行うこと。

	制約条件	施工区間・箇所等	制約条件及び内容
<input checked="" type="checkbox"/>	施工時期	浚渫土搬入時期	制約条件及び内容 3月～4月
<input type="checkbox"/>			制約条件及び内容
<input type="checkbox"/>			制約条件及び内容
<input type="checkbox"/>			制約条件及び内容

- 当該工事では、埋文事前調査はないが、Pt ～ Pt の掘削時に教育委員会と立会いを予定しているので監督員と打合せを行うこと。

### 5 関係機関及び地域住民との協議

- 当工事に係る関係機関及び地域住民と工事着手前に速やかに協議するものとする。

	関係機関等	事項	協議内容	実施時期
<input checked="" type="checkbox"/>	諏訪市体育課	事項	協議内容 施工時期、施工方法	実施時期 着手前
<input type="checkbox"/>		事項	協議内容	実施時期
<input type="checkbox"/>		事項	協議内容	実施時期
<input type="checkbox"/>		事項	協議内容	実施時期

## 6 施工計画関係

- 施工計画書は、設計図書、「長野県土木工事共通仕様書」、「施工条件明示事項」及び現場条件等を考慮し、速やかに作成し提出すること。
- 変更契約後は「変更施工計画書」を作成し提出すること。

## 7 用地関係

- 本工事に必要な用地のうち、一部未買収が存在している箇所があります。買収でき次第発注者から通知をします。

未買収区間	面積	特記事項
No. ~ 間(別添設計図書)	約 m <sup>2</sup>	

## 8 借地関係

- 本工事において指定する借地については、発注者側で必要とする借地面積、箇所及び期間等は下記のとおりとする。

	借地目的	借地場所及び面積	借地期間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)までとしている。
<input type="checkbox"/>			使用条件	
			復旧方法	
			特記事項	
<input type="checkbox"/>		別紙図面箇所	使用条件	
			復旧方法	
			特記事項	

- 上記以外に必要な用地の借用及びこれに伴う諸手続きについては、請負者側で対応すること。
- 設計には、工事に必要な借地料を計上してあり、支払いにあたっては、土地改良区の工区長と調整すること。
- 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。

- 現地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立会いを実施し了解を得たうえで着工しなければならない。

9 周辺環境保全関係について

- 建設機械・設備は排出ガス対策型機械使用を原則とする。  
(別添様式に記載)
- 当該工事は環境配慮指針(平成15年度から運用開始予定)適用工事とする。
- 現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ搬出すること。  
なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。
- 当該工事により発生する水替・流入防止施設について下記により指定とし、工事着手前に対策を講じること。

	工 種	期 間	内 容
<input type="checkbox"/>	水 替	平成 年 月 日 ~ 月 日間	
<input type="checkbox"/>	流入防止施設	平成 年 月 日 ~ 月 日間	

- 本工事の施工に伴ない、一部区間において、第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念されるため、下記のとおり調査費を計上しているのものでそれぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。なお、現地の状況により調査範囲を変更する必要があると認められた場合は監督員と協議のうえ実施すること。

	調査項目	調査数量	仕 様
<input checked="" type="checkbox"/>	土壌調査	改良土1回	別紙検査項目
<input type="checkbox"/>	地下水観測		
<input type="checkbox"/>	騒音調査		
<input type="checkbox"/>	振動調査		
<input type="checkbox"/>	地盤沈下調査		
<input type="checkbox"/>	電波障害		
<input type="checkbox"/>			

-

- 本工事施工に伴ない発生する排水は、沈殿処理、PH管理等を行うなど各法令を守り、自然環境等の悪影響を及ぼすことの無いよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域及び排水用水路等に排水すること。また、排水路等については、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

	対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
<input type="checkbox"/>	濁水対策			
<input type="checkbox"/>	湧水対策			

- 住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畑への流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は、速やかに対処すること。
- 地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないように、掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等生じた場合は公衆災害防止措置を直ちに講じるとともに速やかに監督員に報告しその後の対応にあたること。
- 現場周辺の井戸位置を確認し、監督員と協議のうえ、必要に応じ水質の監視を行うこと。これについては、変更対象とする。

## 10 安全対策関係

- 工事現場においては、「長野県土木共通仕様書」1 1 38に基づき、労働災害、公衆災害防止努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月1回(半日)以上実施し、この結果は工事日誌へ記録し、実施内容及び工事写真も整理のうえ提出すること。
- 本工事における交通整理員は下記のとおり配置を計上している。なお、近接工事等で交通量が著しく増減した場合、工事数量の増減及び交通管理者等からの要請により現場条件に著しい変更が生じた場合を除き原則として設計変更の対象としない。

工 種	配置場所	配置人員(人/日)	昼・夜	備 考
工				
工				

- 交通安全施設については、下記により実施することを原則とする。
- ・仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じる  
・道路工事案内看板の設置については、当事務所として統一した看板を設置すること。  
なお、看板の規格・記載項目については、監督員と協議すること。
- ・車道部分に接し、車など飛び込みの恐れのある場合はガードレール、視線誘導板、回転燈等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮のこと。
- ・現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い、施錠が可能な構造とすること。
- ・交通規制箇所については、規制期間を極力短くし、袋小路にならないように計画する。また、行事等の時期を把握し、地元の意向に沿う規制方法とすること。
- ・掘削法面の伸縮計設置  
掘削法面の伸縮計設置要領により、必要な処置を講ずること。
- ・土石流対策関係・急傾斜地崩壊対策工事関係・雪崩対策関係  
「砂防等工事における安全の確保について」(平成13年3月土木部砂防課資料)により、現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、施工計画書による提出・実施すること。
- ・各種センサー等の設置について  
崩壊、地滑りから作業員の安全管理のため技術管理費に                    を                    基計上してある。  
なお、安全対策にその他特別に必要となる各種センサー等の費用については、協議のうえ必要に応じ設計変更の対象とする。
- 換気設備等が必要な場合  
有毒ガス、酸素欠乏症等の対策として換気設備等を安全費に                    を                    基計上してある。  
なお、安全対策にその他特別に必要となる換気設備等の費用については、協議のうえ必要に応じ設計変更の対象とする。

## 11 仮設工事等関係

仮設は、工事目的物を構築するため一時的に工事施工使用すべきものであり、特別な定めがない場合(通常の場合)は、請負者の責任において実施するものとする。一般に任意仮設とする。(工事請負約款書第1条)

### 工事中道路関係

- 本工事に係る工事中道路は、任意仮設とし、公道及び私道を工事中道路として使用する場合は、交通整理、安全管理を十分に行い、事前に地元と調整し、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、請負者の責任において速やかに原形復旧すること。  
なお、設計条件、制約条件、留意事項等必要条件ある場合は別添のとおりとする。(図面は無し)

- 本工事に係る工事中道路は、任意仮設とし、設計書及び図面に明示する。  
工法または数量等に変更が生じた場合は、監督員と協議し必要により設計変更の対象とする。  
なお、請負者側の起因による変更は、設計変更の対象としない。

道路箇所及び区間	構造・規格・寸法・工法	設計条件	制約条件(復旧計画等)	使用期間

- 指定仮設備等

仮設備名	設計条件	特記事項

- 本工事に係る仮設土留工については任意仮設とする。  
設計条件、制約条件、留意事項等必要条件ある場合は、下記のとおりとする。(図面は無し)

- 本工事に係る仮設土留工については指定仮設とし、設計書に明示  
工法または数量等に変更が生じた場合は、監督員と協議し必要により設計変更の対象とする。  
なお、請負者側の起因による変更は、設計変更の対象としない。

- 本工事に係る仮橋工については任意仮設とする。  
設計条件、制約条件、留意事項等必要条件ある場合は、下記のとおりとする。(図面は無し)

- 本工事に係る仮橋工については指定仮設とし、設計書に明示  
工法または数量等に変更が生じた場合は、監督員と協議し必要により設計変更の対象とする。  
なお、請負者側の起因による変更は、設計変更の対象としない。

-

- 本工事に係る足場工については任意仮設とする。  
設計条件、制約条件、留意事項等必要条件ある場合は、下記のとおりとする。(図面は無し)
- 本工事に係る足場工については指定仮設とし、設計書に明示  
工法または数量等に変更が生じた場合は、監督員と協議し必要により設計変更の対象とする。  
なお、請負者側の起因による変更は、設計変更の対象としない。
- 本工事に係る水替工については任意仮設とする。  
設計条件、制約条件、留意事項等必要条件ある場合は、下記のとおりとする。(図面は無し)
- 本工事に係る仮排水工については指定仮設とし、設計書に明示  
工法または数量等に変更が生じた場合は、監督員と協議し必要により設計変更の対象とする。  
なお、請負者側の起因による変更は、設計変更の対象としない。
- 上記(1)～(9)の仮設工は、撤去を原則とするが、仮設土留工 仮橋、足場等のうち、  
設計書に明示した部分は撤去しないものとする。  
なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められる場合は撤去方法  
について協議すること。

仮設物	数量及び内容	期 間	条 件
仮設土留工	設計図書による	平成 年 月 日 ～ 年 月 日	
足 場	設計図書による	平成 年 月 日 ～ 年 月 日	

- 請負者の起因する工期延長等にもなう、仮設材の損料又は賃料期間の設計変更は  
原則として行わない。
- 付帯工の範囲については、管理者との立会い協議により決定する。
- 当工事に係る任意仮設及び指定仮設ともに設計条件、制約条件に変更が生じた場  
合は、設計変更の対象とする。

## 12 残土・廃棄物関係について

- 当工事の施工において生じる産業廃棄物及び発生土の処分については、別紙施工条件明示事項に記載  
なお、請負者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。  
また、上記について、処分先の変更が生じる場合、監督員と協議し承諾を得ること。
- 当工事は、建設リサイクル法に基づき実施すること。
- 発生物のうち            は、他工区に使用するので、現場内            で引渡しを受けるので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管願います。

当工事は建設リサイクル法13条により契約書に分別解体方法・解体工事費用・再資源化等を処理する施設の名称及び所在地・再資源化に要する費用を記載

### 13 建設副産物の運搬・処理

- 本工事の施工において生じる建設副産物の運搬及び処理については、下記事項に明  
なお、請負者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。
- 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契  
約を締結すること。
- 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。
- 下請業者が建設副産物を運搬・処理を行う場合でも、下請契約とは別に委託契約を  
締結する。
- マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニフェス  
ト(A、B2、D、E表)の(写し)及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を  
竣工書類に添付すること。
- 請負者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項

#### 記載事項

処理方法	1再資源化	2破碎処理	3焼却処理	4埋立処分場	5その他
処 分 先 (業 者)	業者名		許可番号		
	住所				
運搬委託先 (委託の場合)	業者名		許可番号		
	住所				
その他	資源化の方法等				

#### 添付書類

処理先の許可書の写し及び(収集運搬を委託する場合)収集運搬業者の許可書の写

請負者と処理又は運搬業者との契約書の写

処理業者の所在地及び計画運搬ルート

- 再生資源利用計画書、実施書の提出

・施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進実施計画書」を提出する。

・竣工時「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し提出する。

・作成は、指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力されたFDを添付する

・対象は、量の多少にかかわらず発生する工事全てとする。

#### 14 過積載防止関係

- 県が定める過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。
- 取引メーカー業者から購入する各種材料(生コン・As・骨材等)や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。
- 対策について、施工計画書(施工方法)を具体的に記載すること。
- 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者に内容を報告すること。

#### 15 イメージアップ関係

- 当工事は、イメージアップ費用について計上していない。
- 当工事は、イメージアップ費用について率計上している。  
実施内容は標準的なイメージアップを行う場合であり、別表 - 1の内容のうち、原則として仮設関係2項目、安全関係1項目、営繕関係2項目の計5項目以上を原則とし、工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し選択にあたっては、適切な組合わせとし、監督員と協議のうえ、承認を受けること。また、率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額の変動に伴うイメージアップ費の率は変更される。
- 本工事に係るイメージアップについて積上げ計上している。  
実施内容は、別表 - 1以外で特別なイメージアップを行うための費用であり、別表 - 2を参照とし、監督員と協議のうえ、承認を受けること。また、積上げ計上分について、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。
- 市街地割増し…有り
- 市街地割増し…無し

## 16 品質関係及び技術管理関係について

- 建設資材の品質記録保存  
土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出する。
- 工事カルテ作成・登録  
請負者は工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システム((財)日本建設情報総合センター)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、直ちに登録を行い発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出する。提出期限は、以下のとおりとする。
- ・受領時登録の提出期限は、契約締結後10日以内とする。
  - ・完了時登録の提出期限は、竣工検査日までとする。  
なお、竣工時登録が済んでいない場合、未完了と扱いとする。
  - ・施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内とする。
  - ・工事カルテの登録費用について  
請負金額2,500万円以上の工事については現場管理費に計上している。また、請負金額500万円以上2,500万円未満の工事については共通仮設費の技術管理費に積上げ計上している。
- 建設資材のうち、コンクリート圧縮強度試験及び鉄筋試験等については、原則として、建設技術センター試験所にて行うこと。また、圧縮試験供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインしたQC版を入れる。
- コンクリート品質管理の取扱いについて
- コンクリート担当技術者の配置
- ・請負者は、50m<sup>3</sup>以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置する。
  - ・同技術者は、現場代理人との兼務は不可であるが、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能であり、施工計画書に明示する。
- 責任分界点からの請負者が行う品質管理
- ・請負者は「責任分界」から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託した場合には、その全てに立ち合うこと。
- 生コン納品書(伝票)の扱い
- ・生コン納入書は竣工成果品として提出するものとする。
  - ・納入書には、工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。
- 技術管理費には、トンネル・橋梁・砂防・その他指定した構造物に関して、マイクロフィルム製作費(2本)、縮刷製作費(3部)が含まれているのでこれらを実施すること。
- 工事に使用する材料は「材料承認願い」を提出して承認を得ること。ただし、監督員より指示された別紙材料は、一括承認済であり「材料承認願い」の提出は不要とする。

## 17 各種調査・試験関係

- 「長野県土木工事共通仕様書」1 - 1 - 15に基づき、発注者が自らまたは、発注者が指定する第三者が行う下記調査等及び試験に対して、協力しなければならない。
- 当工事は、下記の調査・試験について行うものとする。  
別紙 浚渫土搬出工事特記仕様書による。
- 公共事業労務費調査  
・正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。また、工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 諸経費動向調査
- 施工合理化調査(歩掛実態調査)  
・該当となる工種については発注者から指示を受け、速やかに調査を行うものとする。  
・当調査に係る調査費用については、技術管理費に積上げ計上している。

18 その他

- 架設工法について指定

架設工	施工方法	施工条件等

- 新技術・新工法・特許工法等について指定

工種	工法名	使用場所	施工条件

- 部分(一時)使用を行う箇所

使用場所	時期	条件
No ~ No間	平成 年 月 日 ~ 月 日まで	

- 給水の必要がある場所

給水場所	取水箇所	給水方法	条件
	位置図による		

- 常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努める。
- 請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式(別紙3)により提出することができる。
- 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対する工事現場の開放やPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等の構造改善対策にも配慮する。
- 暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出する。
- 当工事における現場代理人及び監理技術者等は、名札を着用すること。なお、名札の様式及び記載内容等については、契約の際に通知する。
- 当工事に係る施工明示条件、明示事項について不明確な施工条件について、契約書の条項に基づき甲・乙協議できるものとする。

## 19 質問書関係



設計図書、現場説明事項・施工条件明示事項に関する質問事項について

質問提出日

別紙質問書により3日間程度受付ける。

回答書の閲覧等

当工事に係る回答は、ホームページへ掲載するものとする。

再質問等が提出された場合、質問内容により入札条件の変更、再見積の必要等直ちに処理できない事態が生じた場合は、入札延期等の処理を講じる。

## 指導事項

- (1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について  
工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件の改善に努めること。
- (2) 建設工事の適正な施工の確保について
  - 一 建設業法(昭和24年5月24日)法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
  - 二 建設業法第26条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有するもの(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を配置すること。
  - 三 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げるものと同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
  - 四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- (3) 労働福祉の改善について  
建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。
- (4) 建設業退職金共済制度について
  - 一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
  - 二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進
  - 三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事締結後1ヶ月以内に事務所に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申しでること。
  - 四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったとき、その理由を書面により申しで
  - 五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
  - 六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
  - 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

- (5) ダンプトラック等による過積載等の防止について
- 一 積載重量制限を超過して工所用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
  - 二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
  - 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
  - 四 さし枠装着車、物品積載装置の不改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
  - 五 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
  - 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
  - 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
  - 八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に監視ダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
  - 九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。